

「任意継続被保険者資格取得申出書」の提出



「資格情報のお知らせ」と初回保険料納付分の「納付書」が届くまで、
退職後、約1週間から10日程度要します。

※マイ付保険証の利用登録をされていない場合は、「資格確認書」を交付します。



初回分の健康保険料を納入期限までに指定口座にお振込みください。

※口座振替を選択された方も初回保険料は納付書払い（口座振込）となります。

納付期限までに納付されなかった場合は、任意継続被保険者の資格が取り消されます。

※資格が取り消された場合、健康保険を適用することはできませんので、当健康保険組合が負担した医療費を返還していただきます。